第十五条の二の次に次の二条を加える。

（基金の設置等）

第十五条の三　研究所は、厚生労働大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金（次項及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2　政府は、予算の範囲内において、研究所に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3　厚生労働大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、研究所に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4　前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

（区分経理）

第十五条の四　研究所は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第十六条中「第十五条第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第十九条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「これら」を「同項第一号及び第二号に掲げる業務」に改める。

第二十二条を削り、第四章中第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議）

第二十一条　厚生労働大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

2　厚生労働大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第三十九号中「第十五条第一項第三号から第五号まで」を「第十五条第一項第四号から第六号まで」に改める。

第三百四十八条第二項第四十二号中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第十一条第一項に次の一号を加える。

二十一　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務（同条第二項の規定による指定に係るものに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。）を行うこと。

第十二条第三号中「附帯する業務」の下に「、同項第二十一号に掲げる業務（第六号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

六　第十一条第一項第二十一号に掲げる業務（第十九条の二第一項に規定する安定供給確保支援基金に係るものに限る。）

第十二条の二中「第十一条第一項第七号」の下に「及び第二十一号」を加える。

第三章中第十九条の次に次の一条を加える。

（安定供給確保支援基金の設置等）

第十九条の二　機構は、経済産業大臣が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金（次項において「安定供給確保支援基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することができる。

3　経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4　前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条を削り、第四章中第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（中期目標等に関する内閣総理大臣等との協議）

第二十二条　経済産業大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

2　経済産業大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

第八条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一号を加える。

十五　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務（同条第二項の規定による指定に係るものに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。）を行うこと。

第十六条の五の次に次の一条を加える。

（安定供給確保支援基金の設置等）

第十六条の六　機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金（次項及び次条第二項において「安定供給確保支援基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することができる。

3　経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4　前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条第二項中「又は第十六条の四第一項」を「、第十六条の四第一項又は前条第一項」に、「又は特定半導体基金」を「、特定半導体基金又は安定供給確保支援基金」に改める。